

マイホーム応援事業補助金質疑応答

区分	質問	回答
補助対象	増築は補助対象となりますか？	増築及び改築は補助対象外です。
	アパート、戸建て賃貸住宅を建築するが、対象となりますか？	アパート等の賃貸住宅は対象となりません。
	土地の取得は対象となりますか？	土地の取得のみは対象となりません。
	別荘は対象となりますか？	別荘は対象となりません。
	店舗との併用住宅の場合も対象となりますか？	住宅用部分の面積が延床2分の1以上であれば対象になります。面積按分により費用を算出します。
	同居している息子が結婚するため、同一敷地内に住宅を新築する場合対象となりますか？	世帯分離による住宅建設のため対象となります。
	住宅が古くなったため、家を取り壊し、一度借家に転居後、住宅を新築するが対象となりますか？	既存住宅の建替えにあたるため、対象となりません。
	親が所有している土地に、新築後に転入する予定ですが、対象となりますか？	土地について要件は定めていませんので、補助対象住宅に該当した場合、対象となります。
	別々に暮らしていた親子が、住んでいる住宅を建替えて同居することになった場合は補助金の対象となりますか？	新築した住宅が転入してくる子の名義であれば補助金交付対象となります。 もともと住んでいた親の名義であれば、建替えとなるため対象となりません。
	前の所有者が、新築として補助金の交付を受けていた住宅を、別の者が中古で取得する場合、新しい所有者は補助金の交付対象になりますか？	補助対象となりますが、前所有者の方に居住条件に応じて、補助金を返還していただきます。
	69歳でH28. 1月に申請し、完成がH28. 7月のためH28. 5月に70歳になってしまいます。対象となりますか？（18歳未満要件も同様）	基準日（交付申請書を提出する年度の4月1日）において要件を満たしていれば、対象となります。（18歳未満要件も同様）
	H27. 3月に工事請負契約書を締結し、4月から工事着工しますが、補助対象となりますか？	平成27年4月以降に補助対象住宅の建設工事着工前に申請することになります。 工事の着工が4月以降であれば補助対象になりますので、着工前に申請してください。
	H27. 3月現在住宅を建設中ですが、補助対象となりますか？	平成27年4月以降に補助対象住宅の建設又は売買契約締結する住宅が対象で、建設工事着工前又は売買契約締結前に申請することになります。 H27年3月現在建設中の住宅は、補助対象となりませんのでご理解願います。
補助申請	共有名義の住宅の場合は誰が申請者となりますか？	所有割合の多い方で申請し、2分の1ずつであればどちらでも構いません。（ただし、同世帯である必要があります。）
	町内業者の判断基準はどのように行いますか？	原則として、契約先が町内に本社若しくは本店を有している法人又は個人のうち住宅建設業を営んでいる者又は宅地建物取引業法に基づく許可を受けている者とします。
	所得制限はありますか？	所得制限はありません。
	新築住宅建設費が2000万円でした。親から500万円の贈与を受けましたが補助対象となりますか？	取得費用が1500万円であり、取得対価を伴っているため補助の対象となります。
	申請書提出時は妊娠6ヶ月ですが、こども加算はされますか？	実績報告時に出産されている場合は、加算対象となりますので実績報告書裏面の世帯員構成に記入してください。 実績報告時に出産されていない場合は、対象となりません。

区分	質問	回答
返還	補助後、町外に転出することになりました。補助金は返還しなければならないのですか？	返還基準に基づいて審査し、虚偽や不正な手段により、奨励金の交付を受けたときは全部の返還を、引き続き10年以上居住することが出来なくなった場合には、居住年数に応じた一部の返還をしなければなりません。
	申請者本人が補助金交付申請時又は補助金交付後、単身赴任で転出する場合には返還しなければならないのですか？	申請者の従事している仕事など社会的な事情により、一時的に町外に住所を生活の本拠とせざるを得ない場合においては、要件を満たしているものとみなします。ただし、補助対象住宅に申請者以外の世帯員のいずれもが居住することができない場合は、返還の対象となります。
その他	「幕別町住宅新築リフォーム奨励金」との併用はできますか？	幕別町マイホーム応援事業補助金の交付を受ける住宅（新築又は新築住宅の購入）については、奨励金の対象となりません。 幕別町マイホーム応援事業補助金の交付を受ける中古住宅を、町内業者でリフォームした場合には対象となります。 詳しくは、商工観光課に確認してください。